

令和 3 年 6 月 26 日現在

機関番号：74305

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K02353

研究課題名（和文）人権教育における人権認識の内容と形成過程に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Fundamental study about the contents and the formation process of human rights recognition in human rights education

研究代表者

梅田 修（UMEDA, OSAMU）

公益社団法人部落問題研究所・その他部局等・研究員

研究者番号：90111905

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、人権に関する子どもの態度・行動の形成につながる人権認識との内容とその形成過程を検討することを目的として推進し、次の点を明らかにした。

第1は、教育のデジタル化の進行は、子ども同士のつながりの意識を希薄にし、子どもの人権意識の形成を阻害することにつながる。第2は、政府が進めている人権教育政策・道徳教育政策においては、「人権としての教育」の視点が欠落していること、人権認識の内容は「人権尊重の精神」に限定されていること。第3は、子どもの人権認識は、社会認識の一部であり、人間認識・生活認識と密接に関連して形成されること。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1997年以降、政府による人権教育政策が展開されてきたが、人権教育がほぼ「人権のための教育」の観点からのみ論じられており、一面的である。また、人権認識の内容も「人間尊重の精神の涵養」といったレベルにとどめられている。

本研究は、政府の人権教育政策では欠落している「人権としての教育」という観点から人権教育を捉えることを重視した。この観点から人権認識の内容とその形成過程を検討したもので、子どもの社会認識・人間認識・生活認識の形成と人権認識の形成が密接に関連していること、社会認識の形成過程と並行して人権認識も形成されることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）： We have conducted this research to examine the contents and its formation process of the child's human right recognition which would lead to the formation of the child's attitude and action on human rights. Based on this research we have clarified the following points. 1.The promotion of the government's "digital education" would destruct child's consciousness of connecting each other and disturb the formation of child's sense of human rights. 2.The government's human right policy and moral education policy lack the viewpoint of the "education of human rights". Farther more they purposely limit human rights education to the mere respect of its spirit. 3.The child's recognition of human rights is a part of the social recognition. It should be closely related to the human recognition and the life recognition.

研究分野：学校教育

キーワード：人権教育 人権認識 人権感覚 同和教育

## 1. 研究開始当初の背景

戦後日本の学校教育では、人権教育という概念はほとんど使われなかった。人権教育の推進を提起したのは、地域改善対策協議会（政府の審議会）「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」（1996年）である。

これ以降、政府によって人権教育政策が展開されていったが、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」2000年）と定義されてきた。これでは、人権教育は、「基本的人権の尊重の精神」（人権認識）形成のための教育として把握され、「人権としての教育」として人権教育を把握する観点を欠落させるという重要な問題を内包していた。

さらに、人権認識の形成の課題についても新たな問題が生じてきた。文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の「第三次とりまとめ」（2008年）では、「基本的人権尊重の精神」の形成にとどまらず、「具体的な態度や行動」の形成まで人権教育の目標として設定したことである。だがこれだけでは、「認識と切り離された薄っぺらな行動を生み出す契機をつくる」ことになりかねない。

したがって、この目標設定と関わって、人権に関する態度・行動の形成につながる人権認識の内容と形成過程の研究が新たな課題として浮上してきたのである。

## 2. 研究の目的

人権教育と人権認識の形成に関する国際的な研究の到達点として、人権教育が主権者形成の枠組みの中で構想されていること、社会認識の形成（政治教育・シチズンシップ教育など）と関わって構想されていることを明らかにする。

日本の人権教育では、人権認識の内容を他の認識との関連にふれないままに論じている傾向が強いが、子どもの人権認識は、三つの認識（生活認識・人間認識・社会認識）と関わって形成される。人権認識とこの三つの認識の関連性を明らかにする。

三つの認識（生活認識・人間認識・社会認識）との関連を踏まえながら、人権に関する態度・行動の形成につながる人権認識の内容と形成過程を明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 人権教育と人権認識の形成に関する国際的な研究の到達点の分析 人権教育が主権者形成の枠組みおよび社会認識の形成と関わって構想されていることを明らかにする。

ロンドン大学の文書館において人権教育資料の収集を行い、人権教育と人権認識の形成に関する国際的な人権教育論の特徴を分析する。

ヨーロッパ評議会における人権教育資料の収集と関係者の聞き取りによって、ヨーロッパ評議会における人権教育と人権認識の形成に関する人権教育論の特徴を分析する。

(2) 人権認識の形成に関する国・地方自治体の方針と自治体が作成している教育実践資料の分析 人権感覚の形成と称して、人権認識の形成との関連性を欠いたまま人権に対する態度・行動の形成（指導）が追求されている問題点を検討する。

文部科学省の人権教育関連資料を収集し、人権認識の内容と形成過程に関する人権教育の特徴を分析する。

都道府県教育委員会の人権教育方針・教育実践資料を収集し、人権認識の内容と形成過程に関する方針・教育実践資料の特徴を分析する。

(3) 子どもの人権認識の内容と形成過程に関する同和教育・社会科の教育実践記録と学校の教育実践の分析 人権に対する態度・行動につながる人権認識の内容と形成過程について明らかにする。

戦後同和教育の実践記録から人権教育実践記録を収集し、人権認識の内容と形成過程について分析する。

戦後の社会科教育の実践記録から人権教育実践記録を収集し、人権認識の内容と形成過程について分析する。

人権認識の形成を追求してきた小学校・中学校の教育実践を調査・分析する。

人権認識の系統的な形成につながらない参加型学習を批判的に検討する。

#### 4. 研究成果

##### (1) 教育政策の展開と人権認識

研究協力者の一人である八木英二が「キー・コンピテンシー再定義と新旧学習指導要領」(『部落問題研究』第228輯、部落問題研究所、2019年3月)を発表した。OECD/PISA調査の核となったキー・コンピテンシー概念とその再定義の経過を検討しながら、日本における学習指導要領への影響と学校における子どもの認識形成の質を検討した。また、教育のデジタル化の進行に伴い、「学ぶ者同士の協働とつながりの意識」が希薄化する危険性も指摘した(「コロナ禍の教育政策と『個別最適な学び』」『部落問題研究』第236輯、2021年2月)。人権認識の前提となる学校における子どもの認識形成の質を問題にしていることが特徴である。

##### (2) 道徳教育と人権認識

道徳科の登場(2018年度から小学校、2019年度から中学校)によって、人権認識の形成にとって人権認識と道徳認識の区別と関連に関する研究が不可欠になったことから、人権認識と道徳認識の区別と関連をテーマにした研究会(「中学校の道徳教科書はどうなっているか」「教科道徳に関する今後の論点」「道徳教育のベクトルを変える」「道徳科の評価をどうするか」「対話的生き方と暴力克服の教育の可能性—道徳『特別教科』化の問題点も視野において」「民主的な世界、日本の主体形成を考える『公共の授業』をつくる」「道徳科の授業を『よりマシ』にするには—『特別の教科』道徳の民主的再構成」「安倍『教育再生』と新学習指導要領)を開催した。この中で、道徳教育政策の展開の中で唱えられている人権認識は、実際は道徳認識の文脈の中に位置づけられている状況を明らかにした。

こうした研究会とかわって、研究成果を発表した—森田満夫「道徳教育と人権としての教育」(部落問題研究所『部落問題研究』第229輯、2019年6月)・梅田修「人権教育をめぐる動向と道徳教育」(部落問題研究所『部落問題研究』第231輯、2020年3月)。森田は、「人権としての教育」は「自らの人権の本質を理解し、人権を守る能力を獲得する権利」として具体化されるべきであることを指摘した。梅田は、第1に、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「第3次とりまとめ」(2008年)で強調されている「人権感覚」は教育内容としては設定しがたい曖昧な概念であること、第2に、道徳教育における人権認識は「人権尊重の精神を養う」といった内容に集約されるものであり、「人権としての教育」に関わる認識は視野にないことなどを明らかにした。

##### (3) 戦後の同和教育・社会科教育と人権認識

戦後の同和教育・社会科教育において、子ども人権認識の形成にかかわる実践がどのように展開されてきたのか、またその成果は何かを検討するために資料収集と分析を進めた。

森田満夫は、「人権としての教育」は「自らの人権の本質を理解し、人権を守る能力を獲得する権利」として具体化されるべきだと指摘し、その具体的実践を戦後の同和教育実践の中に見出した（「戦後同和教育の遺産としての人権教育考」『部落問題研究』第238輯、2021年8月刊行予定）。川本治雄は、社会認識は歴史認識・現状認識・人権認識・地理認識などの総体としての認識であると規定し、人権認識は国語科における文学作品による人間認識、生活綴り方による生活認識の形成と密接に関連していると指摘した（「学校教育の現状と授業実践における取り組みの重点」『部落問題研究』第236輯、2021年2月）。川辺勉は、新型コロナウイルス感染症によって住民の中に差別的言動などが発生していることに注目し、差別的な言動が生じてくる構図を分析した（「人権が問われながら麻痺していく人権の感覚」『部落問題研究』第236輯、2021年2月）。この研究は、差別意識の形成過程と人権の認識形成の研究の基盤になり得るとの位置づけである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 11件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森田満夫	4. 巻 229
2. 論文標題 道徳教育と人権としての教育	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 206、237
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅田修	4. 巻 231
2. 論文標題 人権教育をめぐる動向と道徳教育	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 32、65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅田修	4. 巻 233
2. 論文標題 人権教育に関する指導方針について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 152、162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八木英二	4. 巻 228
2. 論文標題 キー・コンピテンシー再定義と新旧学習指導要領	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 2、36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森田満夫	4. 巻 229
2. 論文標題 道徳教育と人権としての教育	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 206,237
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅田修	4. 巻 231
2. 論文標題 人権教育をめぐる動向と道徳教育	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 32,65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅田修	4. 巻 233
2. 論文標題 人権教育に関する指導方針について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 152,162
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅田修	4. 巻 236
2. 論文標題 「部落差別の実態に係る調査結果」の検証	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 2,21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川辺 勉	4. 巻 236
2. 論文標題 人権が問われながら麻痺していく人権の感覚	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 22,43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川本治雄	4. 巻 236
2. 論文標題 学校教育の現状と授業実践における取り組みの重点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 44,67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八木英二	4. 巻 236
2. 論文標題 コロナ禍の教育政策と「個別最適な学び」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 部落問題研究	6. 最初と最後の頁 68,86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 梅田修
2. 発表標題 人権教育をめぐる動向と道徳教育
3. 学会等名 第57回部落問題研究者全国集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森田満夫
2. 発表標題 道徳教育と人権としての教育
3. 学会等名 部落問題研究者全国集会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	八木 英二  (yagi hideji)		
研究協力者	生田 周二  (ikuta shuji)		
研究協力者	川本 治雄  (kawamoto haruo)		
研究協力者	川辺 勉  (kawabe tutomu)		
研究協力者	森田 満夫  (morita mituo)		



6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	林 美輝  (hayashi miki)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関